

奈良県告示第二百二十六号

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第四項の規定により、次のとおり奈良県ナースセンターの名称を変更する旨の届出があった。

平成二十四年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	住所及び事務所の所在地	変更年月日
(変更前) 社団法人奈良県看護協会 (変更後) 公益社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町二八八番地八 奈良県看護研修センター内	平成二十四年四月一日